

## 日本の自殺対策の総力を結集して、政策作りの新たな枠組みをつくる

## 「日本自殺総合対策学会」の設立について

Japanese Society of Comprehensive Suicide Prevention Policy-Making

## 1) 設立の背景

自殺対策基本法が平成 18 年に施行されて以降、日本の自殺対策は大きく前進してきた。個人の問題に矮小化されてきた自殺が社会の問題として認識されるようになり、自殺対策も「包括的な生きる支援」として、社会的な課題のひとつに位置付けられるようになった。

実践的な取組が市区町村の現場に届き始めた平成 22 年からは、年間の自殺者数も減少を続けている。平成 24 年には 15 年ぶりに 3 万人を下回り、今年も 7 月末時点（暫定値）では昨年比で 10% 以上減少。自殺が急増した平成 10 年以前の水準にまで減ってきた。

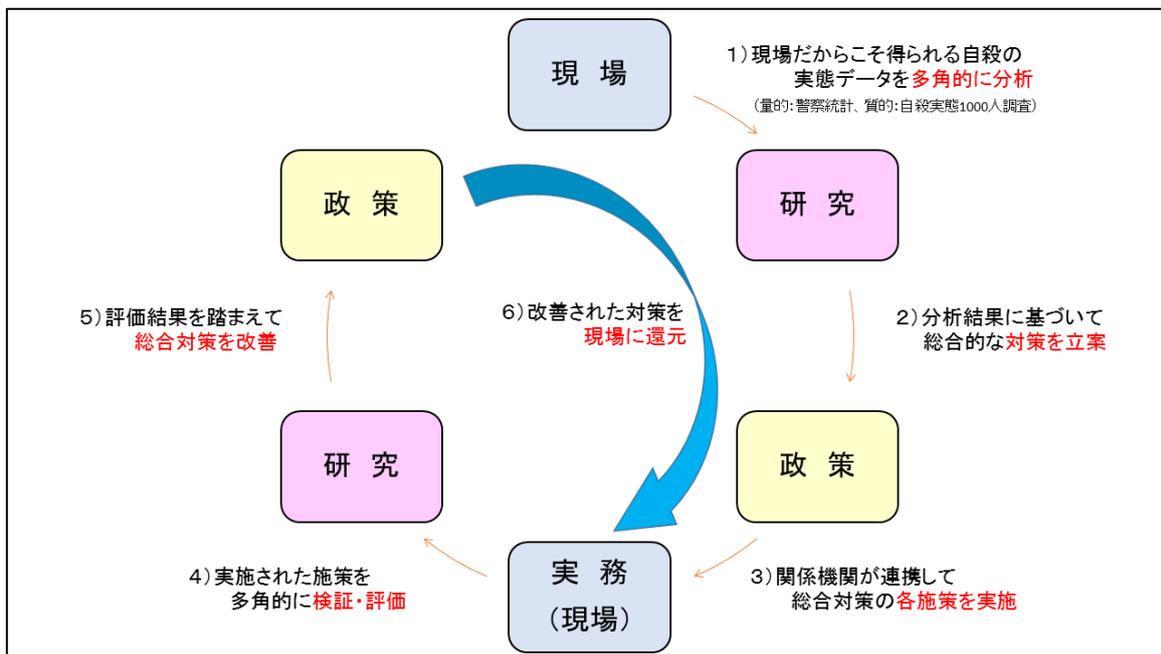
しかし、それでもなお毎年 2 万 5000 人超（毎日 70～80 人）が自殺で亡くなっており、決して楽観できる状況にはない。「自殺が減った」といってもあくまでも年間ベースの話であり、絶対数は積算されていくわけだから、実際は「増えるペースが少し遅くなっただけ」でしかない。

日本の自殺率は依然として先進主要 7 カ国の中で最も高く、ここ数年は若年世代の自殺率の高止まりも目立つ。非常事態はいまなお続いているのであり、対策の手を緩める理由は何もない。いやむしろ、これまでの経験や知見を活かして、対策を加速させていかなければならない。

## 2) 設立の目的

これまでの日本の自殺対策は、開いたバケツの穴をふさぐような緊急避難的なものになりがちだった（そうならざるを得なかった）。これからは中長期的な視点に立ち、戦略的かつ安定的に、社会全体で自殺対策を推進すること。自殺対策を社会的な自律軌道に乗せることが重要となる。

そのために日本自殺総合対策学会は、自殺対策の「現場（実践）」と「研究」と「政策」の連動性を高めて日本の自殺対策の総力を結集し、政策作りの新たな枠組みをつくることをめざす。現場の実践的な取組を踏まえて、自殺問題や対策のあり方を様々な学問的視点から検証し、それらを政策立案に活用するための枠組みをつくること。社会全体で自殺対策を総合的に推進するための PDCA サイクル「Plan（計画）-Do（実行）-Check（検証・評価）-Act（改善）のサイクル（下記はそのイメージ図）」を確立することが、日本自殺総合対策学会設立の目的である。



**3) 活動の内容**

日本自殺総合対策学会は、前項の目的を果たすため、以下の5つの機能を果たすことをめざす。

**1. フォーラム機能**

様々な関係者が互いの立場や組織、専門分野の壁を超えて、自殺問題や自殺対策（支援方法や政策）について協議する「フォーラム＝場」としての機能。例えば、「向精神薬の副作用」の問題や「自死・自殺」という表現の問題、「自殺未遂者支援における個人情報の取扱の問題」など、あらゆる問題をタブー視せずに関係者が議論する「場」となることをめざす。

**2. アクター機能**

国内外に向けて、研究発表や政策提言を行う「アクター＝主体」としての機能。例えば、「自殺報道のガイドライン」を守るよう報道機関に働きかけたり、学校における「自殺予防教育」のメリット・デメリットの検証を行ったり、「主体」となって日本の自殺対策の推進することをめざす。

**3. データベース機能**

「地域の先進的な実践例」や「現場の失敗談等の経験」、「自殺対策に関する研究成果」や「啓発ツール」等の情報を蓄積し、広く社会に還元するための「データベース」としての機能。全国各地の自殺対策協議会等の関係者が、互いに情報を共有するための仕組みづくりも行う。

**4. マッチング機能**

様々な分野の研究者と研究対象となり得る活動等の当事者とを引き合わせたり（無論、当事者等の理解と了承を得た上で）、政策立案者と研究者とを引き合わせるための「マッチング＝仲介」機能。

**5. ウォッチドッグ機能**

自殺対策の進捗状況を様々な角度から監視する「ウォッチドッグ＝番犬」としての機能。例えば、政府や自治体の自殺対策の取組状況を検証する「自殺対策政策評価」の実施や、報道機関による自殺報道の検証・評価など。

**4) 規約等（調整中）**

- ・日本自殺総合対策学会への入会方法等については現在調整中
- ・日本自殺総合対策学会は、利益相反を考慮して、宗教法人や政党、製薬企業等からの資金提供等は一切受けない（利益相反に関する指針を策定する）
- ・今年度中に一般社団法人化し、日本学術会議の協力学術研究団体として指定を受けることをめざす

**【参考：自殺対策基本法（抜粋）】**

第一条（目的） この法律は、（中略）自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

第二条（基本理念） 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係する者の相互の密接な連携の下に実施されなければならない。

## 5. 日本自殺総合対策学会の発起人 (50 音順)

現場  
(実務)

石倉紘子	自死遺族サポートチームこころのカフェきょうと 代表
伊藤敬雄	小平駅前クリニック： 精神科医
鶴戸西努	宮崎市市郡医師会病院カウンセラー： 宣教師
大内衆衛	荏原病院： 精神科医
生越照幸	自死遺族支援弁護士： 弁護士
齋藤友紀雄	日本いのちの電話連盟 理事
佐藤久男	NPO法人蜘蛛の糸 理事長
茂幸雄	NPO法人心に響く文集・編集局
篠原鋭一	NPO法人自殺防止ネットワーク風 理事長： 僧侶
清水康之	NPO法人自殺対策支援センターライフリンク 代表
杉本脩子	NPO法人全国自死遺族総合支援センター 代表
善養寺亮	公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター 事務局長
根岸親	自殺対策全国民間ネットワーク 事務局長
藤澤俊樹	NPO法人いわて生活者サポートセンター 事務局長
山口和浩	NPO法人自死遺族支援ネットワーク Re 代表
山本ゆき	山本孝史のいのちのバトン 代表

研究

猪飼周平	一橋大学大学院 社会学研究科 教授	社会政策学
岩瀬博太郎	千葉大学大学院 医学研究院法医学教室 教授	法医学
上田紀行	東京工業大学 リベラルアーツセンター 教授	文化人類学
岡崎晴輝	九州大学大学院 法学研究院 教授	政治学
金子能宏	国立社会保障・人口問題研究所 政策研究連携担当参与	経済学
近藤克則	千葉大学大学院 予防医学センター環境健康学研究部門 教授	健康格差対策
澤田康幸	東京大学大学院 経済学研究科 教授	経済学
鈴木康明	東京福祉大学大学院 心理学部 教授	死生学/悲嘆学
崎坂香屋子	中央大学全学連携教育機構・総合政策学部 准教授	国際地域保健
高橋義明	筑波大学 システム情報系 准教授	幸福学
椿広計	統計数理研究所副所長・データ科学研究系教授	統計学
中山健夫	京都大学大学院 医学研究科 教授	健康情報学
西尾隆	国際基督教大学 教養学部 教授	行政学
堀江宗正	東京大学大学院 人文社会系研究科死生学・応用倫理センター 准教授	死生学/宗教学
本橋豊	京都府立医科大学 特任教授	公衆衛生学
M・ライシュ	ハーバード大学 公衆衛生大学院 教授	国際医療政策学
P・イップ	香港大学 自殺調査・予防研究センター長、国際自殺予防学会 元副議長	自殺予防学

政策

阿部守一	長野県知事
梅林厚子	福井・大野市議会議員： 自死遺族アルメリアの会 代表、自殺対策地方議員の会 準備会幹事
大坪冬彦	東京・日野市長： 自殺のない社会づくり市区町村会 世話人
尾辻秀久	参議院議員： 自殺対策を推進する議員の会 会長
加藤和夫	秋田・八峰町長： 自殺のない社会づくり市区町村会
小池晃	参議院議員： 自殺対策を推進する議員の会 副会長
近藤やよい	東京・足立区長： 自殺のない社会づくり市区町村会
重徳和彦	衆議院議員： 自殺対策を推進する議員の会 若者自殺対策WT事務局長
反町吉秀	元上十三保健所長： 大妻女子大学家政学部公共健康学研究室 教授
武見敬三	参議院議員： 自殺対策を推進する議員の会 副会長
谷合正明	参議院議員： 自殺対策を推進する議員の会 若者自殺対策WT座長
仲本晴男	沖縄県立総合精神保健福祉センター 所長： 精神科医
中山泰	京都・京丹後市長： 自殺のない社会づくり市区町村会 代表世話人
西川太一郎	東京・荒川区長、特別区長会会長： 自殺のない社会づくり市区町村会
福島みずほ	参議院議員： 自殺対策を推進する議員の会 副会長
柳澤光美	参議院議員： 自殺対策を推進する議員の会 事務局長
柳田清二	長野・佐久市長： 自殺のない社会づくり市区町村会